高齢者地域支援業務非常勤嘱託員設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者地域支援業務非常勤嘱託員（以下、「嘱託員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　嘱託員は、主として次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 孤立死対策連絡会議に関する業務

(2) 老人福祉電話設置相談事業に関する業務

(3) 地域見守りネットワークに関する業務

(4) その他孤立死対策に関する業務

（任用）

第３条　嘱託員は、健康福祉局長寿社会部長が選考し、市長が任命する。

（定数）

第４条　嘱託員の定数は、１人とする。

（身分及び任用の期間）

第５条　嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する非常勤職員とする。

２　任期は、原則として１年以内とする。

３　任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を４回に限り更新することができる。

４　市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

（退職）

第６条　嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

（解職）

第７条　市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

（守秘義務）

第８条　嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（勤務日及び勤務時間等）

第９条　嘱託員の１週間の勤務時間は、２９時間の範囲内とする。

２　勤務を要する日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日の週４日間。ただし、勤務日が国民の祝日に関す

る法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までに該当した場合は勤務を要しないものとする。

(2) 勤務時間は、午前９時００分から午後５時１５分とする。ただし、正午から午後１時００分までの間は、休憩時間とする。

（年次有給休暇）

第１０条　嘱託員に対して、別表第１に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として１日を単位に付与することができる。ただし、４月１日から翌年３月３１日までの期間（以下「会計年度」という。）の中途で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第２に規定する日数を付与することができる。

２　第５条第３項及び第４項の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近１年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第１１条　嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（４川総雇第７４号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（４川総雇第７３号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第１２条　嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第１３条　市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第１４条　嘱託員には、第１種報酬及び第２種報酬を支給する。

２　第１種報酬の額は、月額１７０，０００円とする。

３　第２種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第１７条第３項及び第４項に定めるとこ
ろによる。

４　前３項に規定する第１種報酬及び第２種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めた非常勤嘱託員の第２種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

（月の中途任用又は退職等の場合の第１種報酬）

第１５条　嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第１種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に、１日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第１７条に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を乗じて得た額を、前条第２項の第１種報酬月額から減額する。

２　嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第１種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に、１日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第１７条に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を乗じて得た額を、前条第２項の第１種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

（第１種報酬の減額）

第１６条　嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない１時間につき、次条に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を減額して、第１種報酬を支給する。

２　前項の場合において勤務しない時間数に３０分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、３０分以上１時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの第１種報酬額）

第１７条　嘱託員の勤務１時間当たりの第１種報酬額は、１，３６５円とする。

（費用弁償）

第１８条　嘱託員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和２２年川崎市条例第２１号）別表の４等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和３７年川崎市規則第５０号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

２　前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

（社会保険の適用）

第１９条　嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の定めるところによる。

（公務災害等の補償）

第２０条　嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年川崎市条例第３５号）に定めるところによる。

２　嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第１種報酬及び第２種報酬は支給しない。

（健康診断）

第２１条　嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（定めのない事項）

第２２条　この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他関係法令の定めるところによる。

（委任）

第２３条　この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第１０条関係）

１週間の勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目
４日	７日	８日	９日	１０日	１２日

備考

第５条第４項の規定により再度任用する嘱託員が、会計年度を超えて継続して勤務する場合には、付与することができる年次有給休暇の日数は、労働基準法第３９条第３項及び同法施行規則第２４条の３第３項次表の週所定労働日数又は１年間の所定労働日数の区分に応じ、第５条第３項の任用の始期から起算した勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

別表第２（第１０条関係）

１週間の勤務日数	任用期間（１箇月に満たない日数がるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	１箇月	２箇月	３箇月	４箇月	５箇月	６箇月	６箇月を超える期間
４日	１日	１日	２日	２日	３日	３日	７日

備考

更新した場合の年次有給休暇は、別表第１に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与する。